

広島市告示第292号
令和3年5月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 フタバ図書GIGA本通店
 - (2) 所在地 広島市中区大手町一丁目8番20号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - 株式会社エディオン
代表取締役 久保 允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
 - 東栄産業株式会社
代表取締役社長 大地 晴子
広島市東区戸坂くるめ木一丁目17番18号
 - 有限会社原田商事
代表取締役 原田 由紀
広島市中区大手町一丁目5番11号
 - 有限会社富士屋
代表取締役 藤井 麻子
廿日市市宮島口西一丁目4番15号204
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,417平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和2年8月30日
- 6 届出年月日
令和3年5月19日